

特定震災特例経営強化指導計画

【相双信用組合】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 1 1 条第 2 項)



平成 2 3 年 1 2 月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

1. 経営強化指導計画の実施時期	・ ・ ・ ・ 1
2. 経営指導方針	・ ・ ・ ・ 1
3. 経営指導の内容	
(1) 経営指導契約の内容	・ ・ ・ ・ 2
(2) 損害担保契約の内容	・ ・ ・ ・ 2
(3) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	・ ・ ・ ・ 3
(4) 被災債権の管理及び回収に関する指導	・ ・ ・ ・ 4
4. 経営指導体制の強化	・ ・ ・ ・ 5
5. 経営指導のための施策	
(1) 経営強化計画の進捗管理	・ ・ ・ ・ 5
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	・ ・ ・ ・ 6
(3) 監査機構による検証・助言	・ ・ ・ ・ 7
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	・ ・ ・ ・ 7
6. 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容	
(1) 買取りを求める信託受益権の額及び内容	・ ・ ・ ・ 9
(2) 算定根拠	・ ・ ・ ・ 9
7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	
(1) 信託受益権の額及び内容	・ ・ ・ ・ 10
(2) 算定根拠	・ ・ ・ ・ 10

【はじめに】

当会は、信用組合業界の系統中央機関として、信用組合の金融取引の中核機能や金融業務補完機能を担うとともに、業界のセーフティネット運営の中心的な役割を果たすことにより、信用組合業界の信用力の維持・向上に努めているところであります。

相双信用組合は、相馬市や南相馬市をはじめ、いわき市など13市町村において、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給や金融サービスに取り組んでまいりましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、営業エリア及び取引先が極めて深刻な打撃を受けており、今後の影響の拡大も含めて、現時点での将来見通しが困難な状況となっております。

このため、相双信用組合では、中小規模事業者に対する金融仲介機能のより一層の発揮を通じ、引き続き地域復興への貢献を図るためには、自己資本の充実を図る必要があると判断し、当会に対し資本支援の要請を行ってまいりました。

当会といたしましては、相双信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双信用組合の財務基盤について更なる強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、相双信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

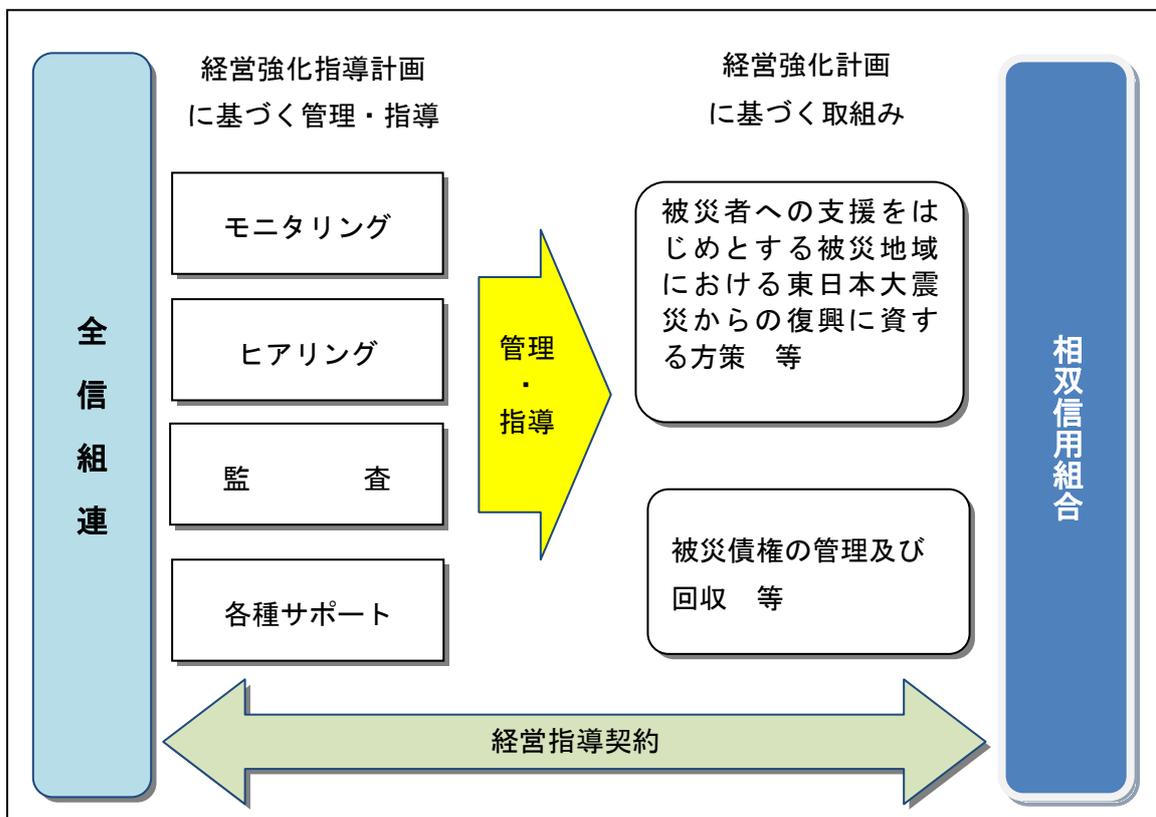
1. 経営強化指導計画の実施時期

相双信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定する特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という。）の実施期間は、平成23年4月より平成28年3月までであることから、当会は、同条第2項の規定に基づき、平成23年4月より平成28年3月までの特定震災特例経営強化指導計画（以下「経営強化指導計画」という。）を策定し、相双信用組合の経営強化計画の円滑な実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後、経営強化指導計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 経営指導方針

当会は、今般、金融機能強化法を活用するにあたって、定期的なモニタリング、ヒアリング及び全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という。）の監査などによる管理・指導及び助言等、経営強化指導計画に掲げた施策について円滑かつ確実に実施することにより、相双信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への信用供与の円滑化や地域経済の活性化に向けての取組みについて、適時・適切に指導してまいります。



3. 経営指導の内容

(1) 経営指導契約の内容

① 契約期間

当会では、相双信用組合との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結いたします。

当該契約の締結日は、同法第26条の規定に基づき、当会が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、相双信用組合が発行するものの払込期日とし、期日は同法附則第16条第3項の規定に基づく経営が改善した旨の認定または同法附則第17条第2項の規定に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとしております。

② 指導及び助言

当会では、経営指導契約に基づき、相双信用組合に対し、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために、定期的なヒアリングなどを通じて必要な指導・助言を行ってまいります。

また、施策の進捗状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

③ 報告書等の提出

当会では、経営指導契約に基づき、相双信用組合に対し、その業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に求めてまいります。

- ◇ 経営強化計画の履行状況報告（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理及び回収に関する報告等（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（随時）

④ モニタリング及び監査

当会では、経営指導契約に基づき、相双信用組合に対し、経営強化計画の進捗状況等にかかる定期または随時のモニタリング、監査機構による監査を実施し、必要な指導・助言を行うこととしております。

(2) 損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補填するための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、相双信用組合は、現時点で被災債権の譲渡その他の処分について、損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、当信用組合とも慎重に協議し、対応を図ってまいります。

(3) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、各施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、継続的な指導・助言を行ってまいります。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

相双信用組合では、被災されたお取引先からの相談に適切に対応するために、営業エリア外での相談所の開設や夜間融資相談会の開催などにより、相談機能の強化を図り、適切かつ迅速な対応を行うこととしております。

当会では、ヒアリング等を通じて、こうした相談機能の充実状況や積極的な取組みが継続されているかについての検証を行い、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

相双信用組合では、被災地のお取引先からの資金ニーズの把握に努め、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、新商品の開発に継続して取り組むこととしております。また、地方公共団体の資金需要に積極的かつ十分に応えるとともに、各種復興事業に参加する民間企業への信用供与を通じ、円滑な資金供給を行うこととしております。

当会では、こうした地域の復興のための信用供与に向けた取組みが継続されているかについての検証を行い、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリング等を通じて指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

相双信用組合では、被災したお取引先の事業再生に資するため、定量面に加え、経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期の事業再生に向けた取組み方針を策定する態勢を構築するほか、営業情報の提供等、お取引先の新たな販路の開拓等のための支援に取り組むこととしております。また、提案から実行までの一貫した支援態勢の構築を検討するほか、事業承継セミナーの開催など、事業承継に向けた支援に取り組むこととしております。

当会では、ヒアリング等を通じて、お取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況把握を行うとともに、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組みを適切にサポートしてまいります。

また、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等を提供するほか、近隣の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、お取引先の事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

④ その他の施策に関する指導

当会では、被災地域における東日本大震災からの復興に資するために、相双信用組合が策定した各施策が、継続的かつ積極的に実施されているかについての検証を行い、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリングを通じて指導・助言を行ってまいります。

(4) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう、ヒアリング等を通じ、取組状況の確認と継続的な指導・助言を行ってまいります。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期毎に実績報告を受け、被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行ってまいります。

② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

相双信用組合では、被災者に対し弁済条件の猶予等条件変更の取組みを行うとともに、債権管理にかかる専門チームによる債権正常化に向けた取組みを行っております。

当会では、ヒアリング等を通じて、条件変更等による取扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているかの確認を行い、継続的な指導・助言を行ってまいります。

③ 二重ローン問題等への対応に向けた方策への指導

相双信用組合では、今般の震災及び原発事故の影響による二重ローン問題等への対応として、中小企業再生支援協議会等との連携、事業再生ファンド等の活用、私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談などの取組みを進めることとしております。

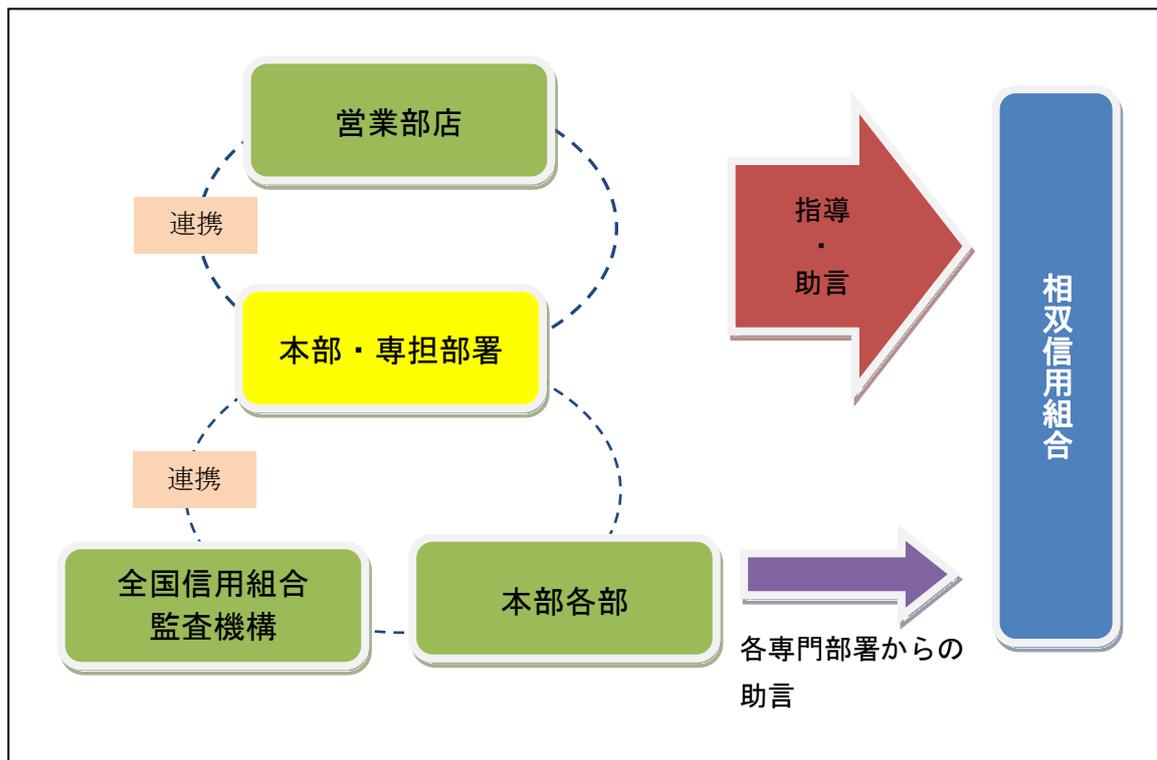
当会では、こうした各施策についての取組みが、被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応が図られているかの確認を行うとともに、必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリング等を通じて指導・助言を行ってまいります。

ます。

4. 経営指導体制の強化

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部とし、本部各部や相双信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

また、経営強化計画の着実な履行に向けた指導体制を強化してまいります。



5. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の進捗管理

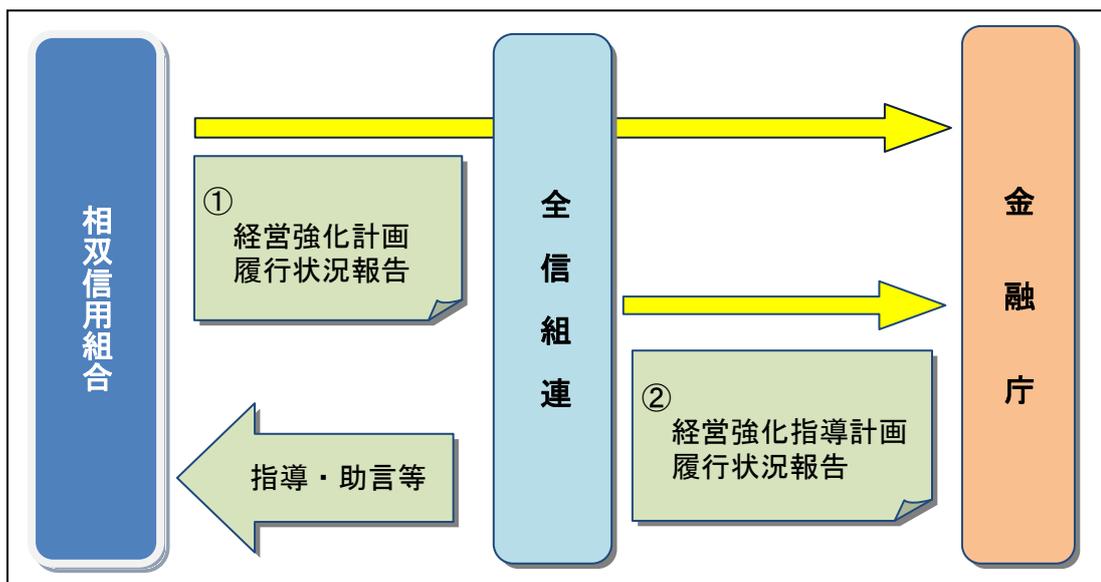
当会は、相双信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、その進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、経営強化計画の円滑な実施に必要な指導・助言を行ってまいります。

① 経営強化計画の履行状況報告

相双信用組合が金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として作成する、経営強化計画の履行状況報告の提出を受け、進捗状況を分析・検証し、必要に応じて改善策の検討等を行ってまいります。

② 経営強化指導計画の履行状況報告

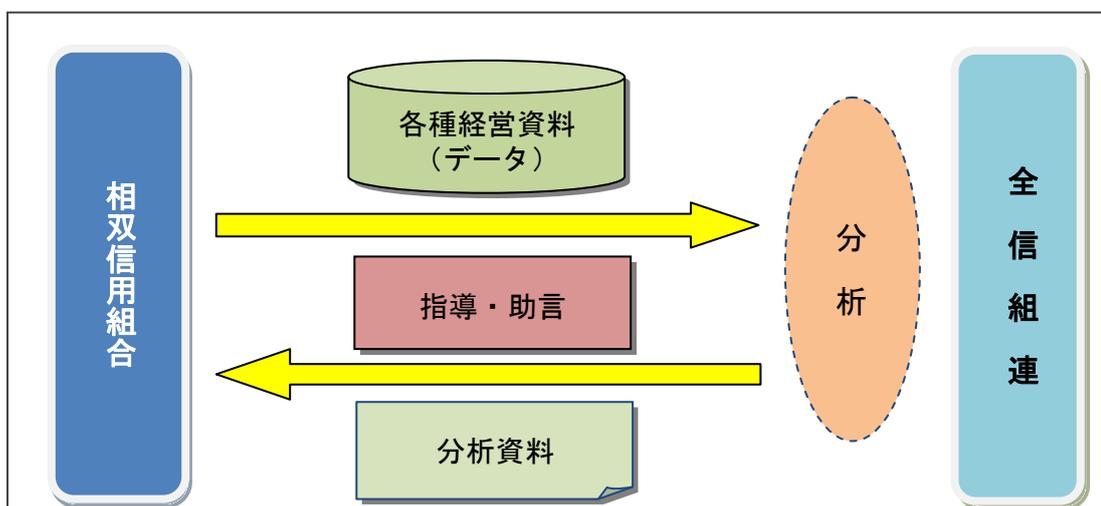
当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。



(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、相双信用組合から定期的（月次、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行ってまいります。



ア. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証いたします。

また、月末時点の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング（与信リスク管理）

半期毎に大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析（自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等）にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

② ヒアリング

経営強化計画の進捗状況や被災債権の管理及び回収につきましては、信組支援部・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて信組支援部のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートしてまいります。ヒアリングは、原則として毎月実施し、経営強化計画の各施策の進捗状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

また、施策の進捗状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、今後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

（３）監査機構による検証・助言

当会は、相双信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行ってまいります。

（４）経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施いたします。

① 融資推進、債権管理にかかる情報提供

相双信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理にかかる取組事例を当信用組合に情報提供してまいります。

② 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等を通じ、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしにかかる取組状況の把握を行うとともに、相双信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、近隣の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

③ しんくみ리카バリの活用

相双信用組合の取引先の再生支援に向けての取組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである『しんくみ리카バリ』の活用を検討してまいります。

④ 人材育成にかかる指導・助言

ヒアリング等を通じ、相双信用組合の人材育成にかかる施策の取組状況を確認するとともに、課題・問題点を把握し指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の斡旋など、組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。

⑤ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取扱いを行っており、当該貸付の実施を通して、相双信用組合が被災された取引先への積極的な貸出に応じられるようサポートしてまいります。

⑥ 当会子会社の保証付低利ローンの提供

相双信用組合の取引先支援に向けた取組みをサポートする観点から、当会子会社である全国しんくみ保証(株)が保証する被災者向け低利ローン商品を、当信用組合を通じて提供してまいります。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

イ. 遅延利息の免除や弁済方法の変更

相双信用組合の被災された取引先に対する金融面での支援をサポートする観点から、取引先が当信用組合を通じて利用している代理貸付について、遅延利息を免除する取扱いを設けるとともに、弁済方法変更の申し出について、期間延長や元本返済猶予等を含めて柔軟に対応してまいります。

ロ. 特別代理貸付

相双信用組合の被災された取引先に対する積極的な融資推進をサポートする観点から、当会では、通常より低い金利を適用した、「災害復旧資金特別代理貸付」(事業性資金・住宅資金)を、当信用組合を通じてご提供してまいります。

6. 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

(1) 買取りを求める信託受益権の額及び内容

	項目	内容
1	信託	相双信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	相双信用組合優先出資証券 160 億円
4	信託設定時元本	139 億円
5	配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト （平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。） ただし、日本円 T I B O R（12 ヶ月物）または 8 % のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	2012 年 1 月 18 日（予定）
8	受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日（予定）
9	信託予定期間	10 年（延長可能）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12	譲渡	可
13	委託者	全国信用協同組合連合会
14	受託者	あおぞら信託銀行
15	受益者	整理回収機構
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

相双信用組合の現状把握できている被災債権 157 億円のほか、原発事故による避難者もあり調査未了となっている債権 29 億円について、現時点における保全状況も勘案しつつ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 160 億円の優先出資を引受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 139 億円の信託受益権の買取りを求めるものです。

買取額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額及び内容

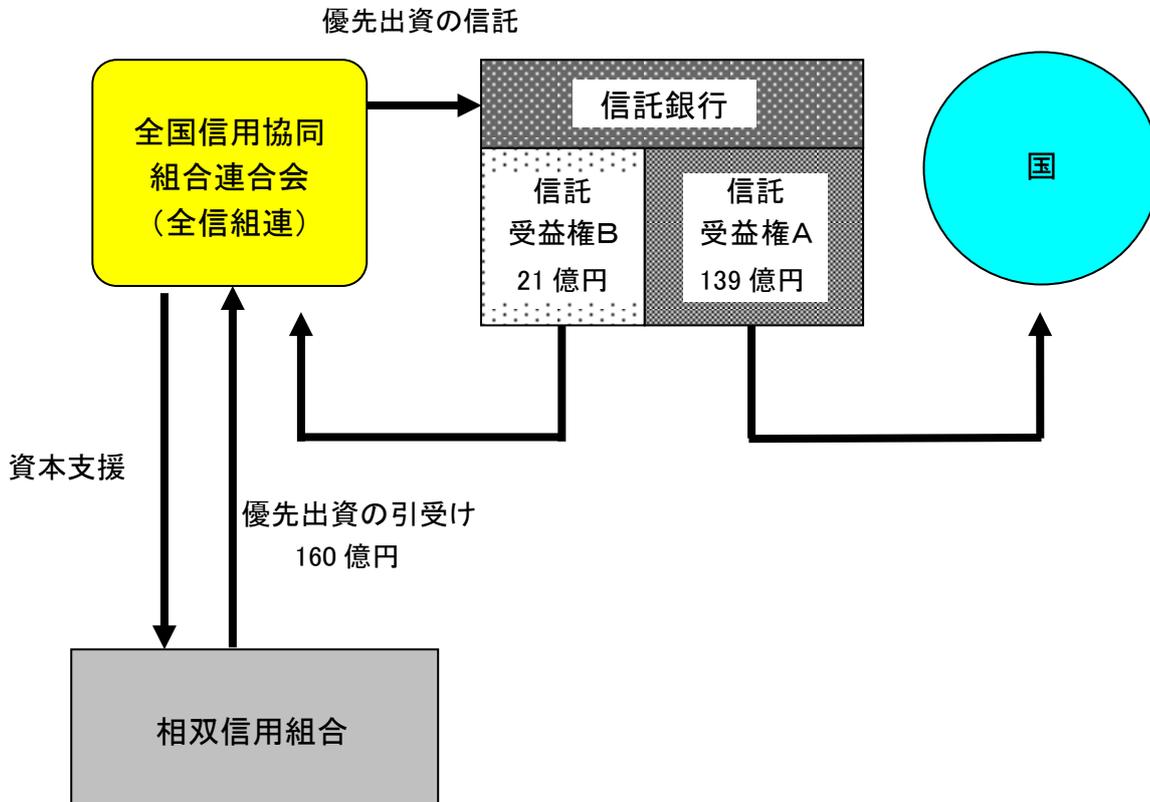
	項 目	内 容
1	信託	相双信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	相双信用組合優先出資証券 160 億円
4	信託設定時元本	21 億円
5	配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト （平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。） ただし、日本円 T I B O R（12 ヶ月物）または 8 % のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	2012 年 1 月 18 日（予定）
8	受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日（予定）
9	信託予定期間	10 年（延長可能）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12	譲渡	不可
13	委託者	全国信用協同組合連合会
14	受託者	あおぞら信託銀行
15	受益者	全国信用協同組合連合会
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

相双信用組合の現状把握できている被災債権 157 億円のほか、原発事故による避難者もあり調査未了となっている債権 29 億円について、現時点における保全状況も勘案しつつ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 160 億円の優先出資を引受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 139 億円の信託受益権の買取りを求め、21 億円の信託受益権を当会が保有するものです。

保有額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 2 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 1 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）



以上

内閣府令附則第19条 第1号に掲げる書類

- 信託受益権の買取り申込みに係る申込の理由書

信託受益権の買取りの申込みに係る理由書

平成23年12月21日

(提出者) 本店又は主たる 東京都中央区京橋1丁目9番1号
事務所の所在地
商号又は名称 全国信用協同組合連合会
代 表 者 代表理事 内 藤 純 一

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第26条に基づき、信託受益権の買取りの申込みに係る理由は以下のとおりです。

記

相双信用組合は、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給や金融サービスの充実に取り組んでおりますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の原発事故により、当組合が事業を展開している地域は、壊滅的な打撃を受け、取引先に甚大な被害が発生いたしました。

このため、相双信用組合では、今後も、中小規模事業者に対し、より適切かつ円滑な金融仲介機能を発揮することを通じて、地域の復興に貢献するためには十分な資本の充実を図る必要があるとの考えから、当会に対し資本支援の要請を行ってまいりました。

当会では、相双信用組合の取引先の被災状況を鑑み、当該組合が特定震災特例協同組織金融機関に該当するとの認識のもと、地域の復興に貢献し、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施していくために、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の活用が必要と判断し、同法第26条に基づき、信託受益権の買取りを申請いたします。

以 上